

# おらびと芸術館

俳句（火の国俳句会）

愛犬の面影野菊ゆらす風  
菊なます錫の片口酒を酌む  
台風や鉢もバケツも蹴散らして  
批判多き中の国葬秋桜  
ほっとする隣家の灯虫すだく

兼題「菊」

懸崖菊古老作家の意気伝ふ  
終活の一つとなるか大根蒔き  
大根蒔く五センチづつの間をとって  
父の歳超す日は間近菊の酒  
仏壇に菊の薫りや夫の笑み

肥後狂句

年老いて 昨日の事もうち忘れ  
年老いて 忘れてならん事も忘る  
年老いて よく出る咳と欠伸かな  
年老いて ボタンがうまく留まらんね  
年老いて 多くの友が世を去った

短歌

月一の我通院の送迎に

娘の大事な一日奪えり

連休に我好物の品持ちて

孫あらわれし元気な声で

## 皆さんの作品を掲載します

「広報 みなみあそ」では、団体加盟の作品の他、村民の皆さんの作品をお待ちしています。俳句や短歌、イラストなど、どうぞお寄せください！

〈提出日〉毎月5日締め切り

〈宛先〉〒869-1404 南阿蘇村大字河陽1705-1 南阿蘇村役場 政策企画課企画係

〈Eメールアドレス〉

skikaku@vill.minamiaso.lg.jp

〈お問い合わせ〉政策企画課企画係 TEL0967 (67) 2230

※作品を提出される際は、必ず「お名前」「連絡先」をご記入ください。

松山みなみ

下田喜八郎

松嶋よう子

藤本 征男

藤本じゅん子

中島 敬吾

菊池 蘇水

藤本 敬吾

藤本 征男

菊池 蘇水

松嶋よう子

藤本じゅん子

中島 敬吾

藤本 征男

南阿蘇

消費者相談室から Vol.115

お問い合わせ

南阿蘇消費者相談室 TEL0967 (67) 2244

相談日 火曜・木曜日 午前10時～午後3時 南阿蘇村役場総務課

高森町消費者相談室 TEL0967 (62) 1111

相談日 月曜・水曜・金曜日 午前9時～午後4時

## 災害に便乗した悪質な勧誘・商法にご注意ください！

自然災害の後には「台風被害と言えば保険金を請求できる」「今すぐ契約すれば安価で修理できる」と勧誘された、という相談が寄せられます。災害時の混乱や被害で困っていることに便乗した悪質な勧誘・商法には普段より更に慎重な対応が必要です。

### 【事例1】

「近所で工事をしている」と訪問してきた業者に「屋根の一部が壊れているようだ、台風被害と言えば保険金を請求できる」と勧誘をされた。家屋に台風被害はなかったが、勧誘がしつこくて、仕方なく契約したが、手数料として保険金の35%を請求された。

### 【事例2】

「今、屋根を撮影した」という写真を持って業者が訪問してきた。「修理が必要だ、保険が使える」と勧誘された。断ったが「今ならすぐ修理できて、代金も値引きする」としつこく、契約し工事をしてもらった。数日後、訪ねてきた保険代理店に説明すると、「写真は別の家の屋根ではないか」といわれ、屋根を確認すると修理は終わっていなかった。

### 【消費者へのアドバイス】

①ひとりで決めてすぐに契約せず、家族などに相談してから！

業者からの勧誘を一度断っても、何度もしつこく契約を迫る可能性があります。

「即決はしない」と、毅然と対応を！

②保険金の不正請求の勧誘には乗らない！

事実と異なる申請をすることは「不正請求」です。保険の加入者である申請者は保険金の返還を求められるだけでなく、詐欺罪に問われることもあります。

③分からないことは、まず自分で確認しましょう！

災害にあった時の手続き、被害による修理が保険金の請求対象になるかなどは、公的機関や加入している保険会社に確認するのが一番です。他人の話をうのみにしないこと。

お困りの時には、お気軽に南阿蘇消費者相談室にご相談ください。